

平成 31 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 28 日)
(第 7 号)

第7号
2月
28
日

平成31年

三重県議会定例会会議録

第 7 号

○平成31年2月28日（木曜日）

議事日程（第7号）

平成31年2月28日（木）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第2 議案第79号から議案第97号まで並びに議提議案第1号から議提議案第3号まで

〔委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第79号から議案第97号まで並びに議提議案第1号から議提議案第3号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘

7	番	稻	森	稔	尚
8	番	野	村	保	夫
9	番	下	野	幸	助
10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	濱	井	初	男
14	番	木	津	直	樹
15	番	田	中	祐	治
16	番	野	口		正
17	番	石	田	成	生
18	番	彦	坂	公	之
19	番	大久保		孝	栄
20	番	東			豊
21	番	山	内	道	明
22	番	吉	川		新
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	小	林	正	人
28	番	服	部	富	男
29	番	津	田	健	児
30	番	中	嶋	年	規
31	番	村	林		聡
32	番	長	田	隆	尚
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広

35	番	日 沖	正 信
36	番	前 田	剛 志
37	番	舟 橋	裕 幸
38	番	三 谷	哲 央
39	番	中 村	進 一
40	番	青 木	謙 順
41	番	中 森	博 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆
45	番	山 本	勝
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇
書 記 (議事課主任)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎

副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹

人事委員会委員
人事委員会事務局長

戸 神 範 雄
山 口 武 美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

午前10時0分開議

開

議

○議長（前田剛志） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質

問

○議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。23番 津村 衛議員。
〔23番 津村 衛議員登壇・拍手〕

○23番（津村 衛） おはようございます。尾鷲市・北牟婁郡選出、新政みえ所属の津村衛です。

ちょうど1年前、この一般質問に登壇をさせていただきました。そのとき、議長のお許しをと言ったところを、知事のお許しをと言ってしまいまして、意図せず議場を沸かせてしまいました。今日はそんなことのないように、しっかりと議長のお許しをいただいて、通告に基づき一般質問を始めさせていただきますと思います。

先ほども言わせていただきましたように、ちょうど1年前、この一般質問でも、この残土の問題について質問させていただきました。

紀北町では、平成28年に汚染土壌処理施設の建設問題が突如、浮上いたしました。建設地が水道水源の上流でありながらも、地域住民の方々に事前の

説明がなく、建設が始まってから地域住民の方々が知ることになり、飲み水への影響を懸念し、大きな反対運動へと展開いたしました。

地元からは事業の許認可について住民の意思を反映させることを求める要望書を500名近い署名を添えて県に提出。県議会にも慎重な判断を求める請願が出され、全会一致で採択をしていただきました。

その後、紀北町水道水源保護条例に基づく審議会によって、規制対象施設に認定したことにより、最終的にこの業者は汚染土壌処理施設の建設を断念いたしました。しかし、今後も同様の事案が起こる可能性があることから、昨年、汚染土壌処理業に関する指導要綱が制定され、知事や関係機関との事前協議、地元住民への周知などの必要事項を定めていただきました。

この汚染土壌処理施設建設問題については一定終息をいたしましたが、その後、紀北町に新たな問題として、県外から大量の建設残土が運び込まれ、紀北町内数カ所に山積みされ、町民が非常に不安を感じているという事案が起りました。

そのため、1年前の一般質問で、県の認識であったり、その対策について、また運び込まれた土の成分分析について積極的に公開していくこと、さらには、残土条例の制定も求める質問を行いました。

しかし、当時の部長からは、土砂の堆積などにより住民の健康や生活環境に影響が生じる新たな事案は確認されていないこと、各関係部局が連携しながら所管法令等に基づき対応していることから、県内全域において、直ちに残土に関する新たな規制が必要な状況ではない、さらには、既存の法律や条例で対応できるとの答弁でありました。

そして、あれから1年が経過いたしました。少し映写資料を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

1枚目、これは紀伊長島インターチェンジ付近に積まれた残土の状況です。奥のほうに車が見えるかと思いますので、その残土の山の規模、大きさがどの程度であるかは御理解いただけるというふうに思っています。

そして2枚目、（パネルを示す）これは熊野古道の登り口付近に積まれた

残土であります。

今現在も紀北町、そして尾鷲市に関東や関西方面といった県外から、尾鷲港、長島港の港湾を経由して大量の建設残土が搬入され続けています。その搬入量は、尾鷲港と紀伊長島港合わせて年間2万トン以上といわれています。

これまでも大雨によって残土が崩れ、濁水の発生や水路をふさぐなどの被害が生じています。さらには、先ほど2枚目の映写資料にもあったように、熊野古道のまさに登り口にも山積みされていますので、豊かな自然や熊野古道を活用した集客に取り組んでいる方々からは、景観が損なわれることが大変残念であるとの意見も当然のことながら出ています。

次、3枚目、見てください。（パネルを示す）今回、新たに残土が搬入されている尾鷲市内の山林の現地調査に私も同行させていただきました。広大な山林に残土が搬入され、ヒノキを伐採した後に残土を搬入するのではなく、無造作にそのまま流し入れ、ヒノキは根元からへし折られている無残な姿でした。この無造作に流し込まれた土砂が大雨によって大規模な崩落につながるのではないかと、危険な土壌成分があるのではないかとという疑念、さらには、この場所は紀北町の水源の近くでもあるということで、河川への影響があるのではないかとという不安は、その場にいた誰もが感じたと思います。

昨年11月に行われました地元紀北町議会議員選挙においても、多くの候補者がこの残土について問題提起を行い、選挙戦の一つの争点にもなっていました。現在、紀北町では、紀北町生活環境の保全に関する条例案の最終案を提案し、町議会で議論されています。この議論は連日のように地元紙でも取り上げられております。

さらに先日、報道特集という番組でも取り上げられ、今現在も紀北町の方々からは多くの不安の声が寄せられています。

そんな状況の中で先日行われました紀北町長と知事との1対1対談、この場において、町長からは残土問題についての様々な要望がなされました。

知事は現地も御視察をいただき、これまでの条例制定の必要なしという考えを変更し、改めて条例制定の必要性を全ての市町と年度内に協議した上で、

再検討したいと発言されましたが、条例の制定について再検討するという思いに至った知事の思いを聞かせていただきたいと思います。

さらには、条例制定について再検討するということは、検討の結果、条例制定はしないという決断もあり得るのか、そのあたりも含めて、知事の思いを聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 残土条例の必要性について、再検討するに至った私の考えということで申し述べたいと思います。

残土につきましては、平成27年度に、伊賀市における廃棄物が混入した建設残土の搬入が契機となり、条例の制定を求める請願が県議会で採択されました。請願を受け、当該事案に対しては、環境生活部において、廃棄物処理法等関係法令に基づく指導、監督を徹底することとあわせて、改めて県内の課題の把握に努めるとともに、農林水産部及び県土整備部と連携して取り組むこととし、その時点においては、顕在化している課題等に対しては、国における建設リサイクル推進計画の改定などもあり、個別法による対応が可能と判断し、条例による新たな規制は直ちには必要ないとして、昨年9月に担当部局において回答させていただいたところであります。

今、申し上げましたとおり、新たな規制は直ちに必要ないとしつつも、改めて県内の課題の把握に努めると当時回答させていただいたとおり、関係者からの意見や現状の把握など、調査を継続してきたところ、昨年秋、改めて紀北町を通じ、紀北町、尾鷲市への県外からの建設残土搬入にかかる様々な点での懸念の声を改めてお聞きしました。その点については、先ほど議員からも御紹介もあったとおりです。

また、11月には、紀北町、尾鷲市への建設残土の搬入について、関東方面など県外から、尾鷲港や長島港を経由し、森林法に基づく許可や届出がなされた場所などに建設残土が搬入されていることなどの報道などもありました。

このように、先ほど議員からも御紹介ありましたが、地元の皆さんの懸念のそれまで以上の高まり、建設残土にかかる問題が県内外でさらなる顕在化

の状況を踏まえ、関係３部に対して、それぞれが所管する個別法により本当に十分な対応ができているのか、それらは住民の皆さんの不安を払拭するに足るものなのか、個別法で対応できるとしているが、では、なぜ他県で23県も条例を制定しているのか、そもそも今あるものへの対応は個別法で対処するとの見解であったとしても、未然防止の対策は十分なのかなど、改めての検討を指示し、協議を進めてきたところです。

その後、紀北町長との１対１対談において、改めて私自身も県外から多くの建設残土が搬入され、うずたかく堆積されている現場を確認し、今後も続くであろう豪雨の際の崩落の危険性などを改めて強く感じましたし、またそれまでの地域住民の皆さんの崩落の危険性や有害物質の混入のおそれなど、生活環境に対する不安や心配の声とともに、県と連携協力して本問題解決に向けて取り組みたいとの尾上町長の強い決意を改めてお聞きし、広域的な未然防止の観点からも、また現状においては住民の皆さんの不安を払拭する状況に至っていないということなどから、条例制定の必要性について再検討を行うべきと判断をしました。

検討に当たっては、関係３部が改めて紀北町と尾鷲市に出向いて現場を確認した上で同市町と協議を行ったほか、建設残土搬入にかかる懸念や不安の声が他地域にも寄せられていないかを改めて確認するため、県内全市町との協議を行っています。

さらに、他府県において実効性があった取組などについても、調査を行っています。

県としましては、県内全市町との協議と他府県条例の調査を３月中に終え、その上で、早期に今後の取組について提示したいと考えています。

これらの検討を行っている現在においても、紀北町や尾鷲市への建設残土の搬入は続いていますので、関係３部が市町とも連携し、後に関係部長などが申し上げますような新たな対策や、所管する法令等に基づく指導等の一層の強化を行っていくことで、地域住民の皆さんの不安を払拭できるよう全力で取り組んでまいります。

検討の結果につきましては、現在まさに全市町と皆さんと協議を行っている途中でございますので、しかるべきその協議が、検討が終わった際に、しっかりと御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） 知事の思い、聞かせていただきました。なぜ当初、新たな規制は必要ないということから再検討に至ったのかという知事の思いは聞かせていただきました。

ただ、私たち地元からしますと、やはりそれだけではまだまだ少し不安が残るのが、私だけかもしれませんが、条例の必要性を再検討しているというのと、条例の制定に向けて検討しているというのとは、大きく違うのかなというふうに思う次第でございます。

先ほどお話がありました、例えば1対1対談のとき、知事が回答された、そのとき、私もその現場にいらしていただいたんですが、知事が条例制定について再検討するという話を聞いたとき、正直、私、やっぱり知事ってすごいなと思ったんです。やっぱりそれだけの首長としての権限を持って条例を制定するんだという思いで来てくれたんだな、回答してくれたんだなというふうに正直、思いました。

そのときに、それやったら僕、個人的に推薦状出そうかなと思ったぐらい、それぐらい正直、よかったなと思いました。

ただ、事務所開きには呼んでいただけなかったので、ちょっとそのことについてはまた再検討させてもらおうかなと思っているんですが。

とはいえ、やはりさっき言いましたように、条例の必要性の検討と条例制定に向けた検討では大きく違いますし、条例制定の必要性を再検討する、3月末まで検討した結果、そこから条例制定に向けて検討を始めていくと、やはりそれだけどんどん時間がたっていきます。ですから、その間にも、先ほど言いましたように、どんどん土が運ばれてきていますし、実際、今積み上げられた土に対しても、どういうふうに対応していくかということも、しっかりとスピード感を持っていかなければいけないというふうに思いますので、

やはり私としては、知事が条例の必要性についてのまだ検討の段階なのか、知事自身としてはやはり条例制定に向けた検討なのか、そのあたり、知事の思いを聞かせていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 個人的な思いはいろいろあるにしても、今、もともと請願から発端があり、また、今現在の状況もあって、県の組織として、その当時は直ちに必要はないというふうに答えさせていただいた、そのことはやっぱり重いことですので、それを仮に覆すならそれは相当の検討をしっかりと上でお答えしないといけませんので、今現在、慎重なというか、しっかりと検討をさせていただいているということでもあります。

いずれにしても、今まさに議員もおっしゃっていただいたとおり、大事なことは住民の皆さんの不安を払拭できるかどうかです。仮に条例制定となった場合でも、それで完全な答えじゃないかもしれないけれども、みんなが総力を挙げてやるんだ、そういう気持ちになって、そして住民の皆さんの不安の払拭につながるかどうか、そういうことが大事だと思いますので、現在、再検討をさせていただいているということでもあります。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。知事の思い、わかりました。はっきりと今現時点での言葉にはできないかもしれませんが、知事の思いはしっかりと受けとめさせていただきました。

実際、先ほど知事の中で、3月末までにということで県内各全市町という協議をされているということですが、大体その協議の具体的な内容までということはお答えできないのかなというふうに思うんですが、実際、どのような協議、行われているのか、そのあたりについてお答えいただける範囲でお答えいただきたいと思いますというふうに思います。

○環境生活部長（井戸畑真之） 条例の必要性についての現在の検討状況でございます。

再検討に当たりましては、知事答弁にございましたように、他府県条例の調査と、それから市町との協議、この二つの作業を進めております。

他府県の調査につきましては、23府県におきまして廃棄物の混入、残土の崩落事故の発生等、様々な課題に対応することを目的とした条例が制定されております。また、それぞれの状況に応じまして、環境・廃棄物部局、あるいは森林、土木部局が所管いたしまして、条例による規制を行うなど、課題に対応できるよう整理されているところでございます。

その中で、一番新しい条例でございますと、大阪府を訪問いたしまして、いろいろな今の現状につきましても詳しくヒアリング調査を行いましたし、その他の府県につきましても、罰則規定の有効性なども含めまして、条例に基づく取組の実効性を確保するためには、どういうことが必要なのか、そういったことも現在整理しておるところでございます。

それから、議員から御質問ございました市町との協議についてでございます。条例を制定している府県におきましては、市町村の残土条例との関係において、市町村へ権限移譲している事例、あるいは市町村の取組を府県条例で補完している事例がございます。県内におきましては、現在、紀北町において建設残土にかかる規制を含めた環境保全条例が検討されておりますけれども、同様に開発行為等に対して条例や要綱に基づき規制や指導を行っている市町もございます。

このようなことから、改めまして県全域の課題を把握するということで、全ての市町と協議をいたしまして、そうした中で県と市町との役割分担を整理していこうと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。実際、具体的に丁寧にお答えもいただいたかなというふうに思います。市町としっかりと協議していただいていることもわかりました。その動きを見ると、やはり知事あるいは県としての本気度というのが私も伝わってきたところであります。

ですので、当然、丁寧に進めつつも、やはりできるだけスピード感を持って早期に結論を出していただきたいなというふうに思います。

先日、先ほども言いました、放送されました報道特集という番組、見られた方もたくさんいらっしゃると思うんですが、そこでもその積み上げられた建設残土が大規模に崩落するという事案も幾つか紹介をされました。

例えば2009年、東広島市では崩落事故により1名の方が亡くなりました。2014年には大阪の豊能町で崩落も起きています。2018年には、京都でも積み上げられた土砂が崩れたという事案がありました。

その番組を見た次の日から、やはり地域を回ってみますと、紀北町民の方々からはさらに不安の声というのが高くなってきているのが現状であります。1対1対談で知事から、1ヘクタールを超える林地開発許可の事案については指導を徹底すること、そして市町への伐採届出となる1ヘクタール以下の箇所についても、市町や県が行うべきマニュアルを作成するなど、前向きな発言もいただいております。実際に、これから積み上げられる土砂ではなく、今、現時点で積み上げられている土砂に対してどのように対策するかということにもかかわってくるかと思しますので、そのあたりの取組というか、県の考え方についてお聞かせください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、私からは森林法に基づく残土への対応状況ということで、御答弁を申し上げます。

現在、紀北町や尾鷲市におきまして、建設残土が大量に森林内に持ち込まれておりまして、堆積されることで、土砂の流出、また水質の汚濁のおそれなど、住民に不安を与える事案が複数発生しておりまして、県や市町では森林法に基づき指導を行っているというところでございます。

建設残土が積み上げられております1ヘクタールを超える林地開発許可事案につきましては、県において、許可当初の計画内容と相違が生じているものについて、変更手続を行うよう繰り返し指導を行ったほか、盛土の勾配でありますとか段差の設置など、許可基準に沿っていない箇所について文書による是正を求めるなど、周辺への影響を十分に考慮した適正な開発行為となるよう、事業者に対し指導を行っております。

今後も、許可基準に基づきまして、開発行為が適正に行われるよう、現地の監視を行うとともに、事業者に対する指導を強化してまいりたいと考えております。

また、1ヘクタール以下の伐採届出事案につきましてですが、こちらにつきましては市町が届出に基づき指導を行っているというところでございますが、崩壊等により被害を生じさせるおそれが大きい事案や、伐採届として届出がなされたものの、事業の進展に伴いまして1ヘクタールを超える開発となる疑いのある事案等も生じておりまして、県も市町と連携して現地の確認でありますとか事業者への指導に取り組んでいるというところでございます。

今後は、こうした事案に、よりの確に対応するため、1ヘクタール以下の伐採届出事案における指導の強化や、1ヘクタールを超える状態となった場合に市町から県に円滑に対応を引き継げるよう県と市町が、これまで以上に緊密に連携をしていきたいと考えております。

具体的には、新たに、1ヘクタール以下の森林の開発に対し市町が独自に指導等を行う際の参考となる技術基準でありますとか、また制度を適正に運用するための事業者への指導方法、これなどを示しましたマニュアル、先ほども御紹介ありましたが、マニュアルを作成し、年度内には市町と共有をしていきたいと考えております。

今後も引き続き、堆積された残土に対し、県と市町がしっかりと連携しながら、林地開発許可制度や伐採届出制度を適正に運用することで、森林の公益的機能の維持、増進と、住民の皆さんの安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） お答えをいただきました。答弁を聞かせていただきましたが、先ほども言わせていただきましたが、本当に県としてもしっかりと取り組んでいただいているんだなと思うとともに、やはりここまで来てではなくて、もう少し前からいろいろと現場を見ていただいて、取り組んでいただき

たかったという思いもあります。

先ほど1ヘクタール以下についてもマニュアルを作成して、規制といいですか、しっかりと取り組んでいただけたということも聞かせていただきましたので、引き続き、よろしくお願いいたしますと思います。

もう一つなんですが、現時点で実際に積み上げられているものに対しては、先ほど言われましたいろんな形での指導もしていただけるんですが、実際、次は海から基本的に残土は運ばれてきますので、残土が運ばれてくる、尾鷲市の尾鷲港であったり、長島港から荷揚げをされるわけですので、港湾管理という観点からも、ここでまず運ばれてくる土が本当に成分などが問題のないものなのかということを、しっかりと調査をしていくべきなのかなと思っています。

調べてみますと、現在は土の発生元の情報であったり、成分分析あるいは搬出場所などの情報というのは、事業者に対して任意で情報提供していただいているというのが現状であります。

ただ、やっぱり地元の住民からでは、その任意の情報というのが本当に事実なのかどうか、業者の方々には本当に大変申しわけないんですが、やはり任意である以上は、不安に感じてしまうというのも、やはり地域の住民としては、いたし方ないのかなと思っています。

ですから、先ほど来、知事がおっしゃっていただきましたように、地元住民の方々のやっぱり安心・安全、不安な思いをしっかりと払拭していくためにも、これらの取組をさらに充実させていく。任意ではなくて、しっかりと情報を提供させる、提供していただくということが大事なのかなと思うんですが、そのあたりのお考えについてお示してください。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 尾鷲港、長島港に搬入されている土砂の安全性確保に向けた取組についてお答えをいたします。

尾鷲港及び長島港を通じて搬入されている土砂の安全性につきましては、事業者に対し、現在では任意で搬入予定量、発生元情報、土壌成分分析表、

搬出先情報等の提出を求め、この情報を環境生活部にも提供し安全性を確認してきたところでございます。

平成31年1月からは、事業者の同意のもと、確実に提出を求めることとしており、今後も適切な情報の把握に努めていきたいと考えております。

また、土砂への廃棄物混入や有害物質による汚染の有無につきましては、県土整備部と環境生活部が連携して、尾鷲港、長島港への搬入時に実地確認をしてきたところでございますが、今後はさらなる取組といたしまして、残土発生元に出向き、現地確認であったり関係者への聞き取り調査を実施していくこととしておりまして、これにより安全性確認の向上に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。これも少しずつではありますが、前に進んでいるのかなと思いました。

少しちょっと確認をさせてください。先ほど残土については、その発生元を調査することができるというような話を聞かせていただきました。それは残土の発生元というのは、例えば仮に残土自体の発生がAという地点、そこからBという地点に仮置きして、Bから三重県に来たという場合に、その発生元の調査、後追いをしていくというのは、県としてB地点の調査をするのか、でも、その前の本当の残土の発生元であるA地点をしっかりと調査をするのか、そのあたりについてお聞かせください。

○県土整備部長（渡辺克己） 先ほどの御質問につきましては、Aのところがまだ工事中であればAのところも確認できると思いますし、Aのところの工事が終わっていて、Bのところへ移動されていたということであれば、Bのところの調査に行きたいと考えてございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） そうなりますと、住民の方々が本当に安心するためには、そもそもの発生したA地点がどんな場所なのか、どんな土なのかということ

が一番知りたいわけですので、やはりA地点が工事が完了したらなかなかわからないというのわかるんですが、やはり地域住民が求めているのはA地点が、本当の土砂が出た、土が出たところが何なのかということを知りたいと思いますので、そこまでしっかりと後追いをしていくべきだというふうに思います、いかがでしょうか。

○**県土整備部長（渡辺克己）** Aの地点が土壌汚染対策防止法に基づく届出等がされているような箇所であれば、そのデータ等もあると思いますので、そういうデータの入手には努めていきたいと考えてございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○**23番（津村 衛）** わかりました。

じゃ、もう一つ、先ほどこれまでの任意で出されていた情報、データにつきましては、関係部局の中でそのデータを共有して安全を確認していたというふうな話だったかと思うんですが、今後はその業者から出されたデータをやっぱり公表していく、地域の方々に情報発信していく、だから安心なんですよということを、県の中だけで安心じゃなくて、それをしっかりと地元におろしていくという、そのあたりも必要なのかなと思うんですが、そのあたりについての考え方はいかがでしょうか。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 現状では、公開できる根拠となるものがございませんので、情報公開等の中で対応させていただきたいと考えておるところでございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○**23番（津村 衛）** わかりましたと言って納得した、理解したというわけではないんですが、ちょっと時間的なこともありますので、やはり地域住民の方々にとっては、その土そのものがどこから出たものなのか、そしてそれが本当に安全なものなのかというあたりを知りたいというのが、一番やっぱり根本的なこの問題の根底にあるものだと思いますので、そのあたりも含めて、今後はできる限り地域の方々の不安を払拭できるような取組をしていただきたいと思います。

とはいえ、先ほど来、いろいろ答弁をいただきました現状から少しずつ本当にいろいろと取組を進めていただいておりますので、そのことについては本当に心から感謝を申し上げたいと思いますが、やはり私の一つの反省といたしまして、1年前の一般質問のときに、知事に現場を見てください、現場に来てくださいということをもし伝えていて、知事に1年前に現場を見ていただいていたれば、この1年間、スピード感を持って、さらに1年前から取り組んでいただいていたかもしれない。そうすると、もうこの時点で残土条例はできていたかもしれない。そう思いますと、やはり私自身も質問するだけではなくて、やはり知事に現場を見に来てくださいということを伝えなかったのが私は少し反省をしているところでございます。

とはいえ、知事も現場を見ていただいて、その深刻さを感じていただいたからこそ、このような対応、対策をとっていただいたのだというふうに思いますので、これからも県民の安心・安全のために、しっかりと御尽力をいただき、この件について地域の住民の方々の声に寄り添い、少しでも早く検討していただき、結果を出していただきますことを心からお願いをさせていただきます。

済みません。ちょっと時間もないので、次、行かせていただきます。自然の活用と保全についてという質問をさせていただきます。

昨年10月27日と28日に四日市ドームで開催されました、三重まるごと自然体験 in 四日市ドームにお邪魔しました。この三重まるごと自然体験は、県内を五つのエリアに分けて、三重の豊かな自然を体験していただき、国内外から多くの方々が集まる自然体験の聖地にしていくための取組であり、北勢地域、中南勢地域、伊賀地域、伊勢志摩地域、そして東紀州地域と県内五つのエリアで魅力的な体験プログラムを通して、多くの方々に三重を知り、訪れ、体験していただき、交流の拡大を進めることで地域の活性化と環境の保全、さらには移住、定住へつなげていただいている取組であります。

昨年、ジャパンエコトラック推進協議会が認定するジャパンエコトラック公式エリアとして、伊勢熊野エリアが登録されました。ジャパンエコトラッ

クとはハイク、歩くということとカヌー、カヤック、そして自転車といった人力のみによる移動の手段で、日本各地の豊かで多様な自然を体験し、地域の歴史や文化、人々との交流を楽しみながら旅するのが、ジャパンエコトラックでありまして、三重県の伊勢熊野エリアは全国で15番目の登録となり、伊勢と熊野を結ぶ熊野古道伊勢路など、県南部を中心に三重の自然を満喫できるエリアでございます。

この登録に向けて、行政関係者だけではなく、自然体験に関係する多くの県民の方々が、連日のように議論を交わしながら携わっていただいたとお聞きしておりますので、この場をおかりしまして心から感謝を申し上げたいと思います。

多くの県民の方々に携わっていただき登録することができました、このジャパンエコトラック。また、昨年好評いただきましたシートゥーサミットなど、これまでの成果と今後の取組などについて今後どのように進めていくのかをお伺いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、ジャパンエコトラックの登録やシートゥーサミットの成果等を踏まえました、三重まるごと自然体験の取組についてということで御答弁を申し上げます。

三重県には、リアス海岸に象徴される美しい海や、起伏に富んだ山々、また透明度の高い清らかな川など、世界に誇る豊かな自然がたくさんあります。

県では、この素晴らしい自然を大切に守りながら、体験という形で活用しまして、国内外から多くの人が集まる自然体験の聖地となることを目指して、平成28年2月に三重まるごと自然体験構想を策定いたしました。

また、この構想に基づきまして、活動団体等の連携強化や情報発信力の強化などを重点的に取り組んでおりまして、その一環として、三重紀北シートゥーサミットの開催でありますとか、ジャパンエコトラック伊勢熊野の活用を通じた三重の自然体験の魅力発信を行っております。

これまでに3回実施いたしました三重紀北シートゥーサミットは、御紹介

もありましたように、カヤックや自転車、また登山など人力のみの移動手段で海から山の頂上を目指すというものでございまして、熊野灘や銚子川、また便石山など三重ならではの景色が楽しめるコースの設定、また沿道の皆さんからの熱心な応援、さらには閉会式での餅まきの実施などもありまして、参加者の皆さんを歓迎する地域の雰囲気が大変よかったというふうな評判を得ております。

このイベントの開催を通じまして、三重の自然のすばらしさに対する認知度や知名度が向上するとともに、集客、交流の拡大に向けた地域の受け入れ体制の構築が進んだと考えております。

また、昨年9月に公式エリア登録されました、ジャパンエコトラック伊勢熊野につきましては、自然体験活動団体等のネットワークが中心となりまして、ルートマップの作成やプログラムの磨き上げ等に取り組んでいただきました。

このジャパンエコトラックの登録によりまして、モンベルと連携し、全国約120店舗のアウトドアショップ等にルートマップが設置されたほか、会報誌や専用ホームページへの掲載等によりまして、アウトドアに関心の高い会員約90万人いらっしゃいますが、その会員に向けて、ダイレクトに三重の自然体験の魅力が発信されることとなりました。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が来年の夏に、また、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が再来年に迫り、今後ますますスポーツへの関心の高まりが期待されております中、この契機を生かしまして、スポーツツーリズムの拡大などを通じた三重の自然体験の魅力発信に、県や市町、関係団体など関係者が一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

さらに、こうした自然体験に食べる、また泊まるといった魅力も組み合わせることで、より滞在時間の長い交流機会の創出に取り組み、多くの方々を三重へ呼び込み、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

今回、この質問をテーマに選ばせていただいたのは、三重まると自然体験構想を改めて読ませていただいた上での話なんです、やはり自然というのは当然、豊かな三重県の自然を活用していくということも大事ですし、それに伴って、やはり自然をしっかりと保全していかなければいけないという、自然を両面で捉えていかなければいけないというふうな思いから、質問させていただいております。三重の豊かな自然を知っていただきたい、訪れていただきたい、体験していただきたいというのは、私たちもすごく思います。

ただ、多くの方々がたくさん来れば来るほど、それに伴ういろんな問題、トラブル等も起こっているのも一つ事実であります。

少し映写資料を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これは地元の川の一例としてごらんいただきたいんですが、マナーの悪い方々が利用した結果です。見ていただければわかると思うんですが、浮輪だけでなく、バーベキューをしたコンロそのもの、もう全てそのままごみを放置して帰られる方もあります。これが一番わかりやすいなと思う写真を選んだだけで、これ以外にもたくさん事例がございます。こういうのを地域としても困っている状況です。

さらには、（パネルを示す）これは河原で石を組んでバーベキューをされている方々、基本的に今、直火のバーベキューというのは規制されたり、やめてくださいねというふうな呼びかけをされてはいるんですが、例えばこれですと、石が黒く焼け焦げて景観的にも悪いだけではなくて、石を焼くことによって石が割れたりして、すごく鋭利な部分が出てきまして、子どもたちがそこで足をけがしたりということも出てきますし、そもそも石自体が焼けているということが目で見てわからないものですから、熱く焼けた石の上に子どもたちが座ったり、足を置いたりするということで、様々なトラブルも起こっておりますので、こういうことも規制はしているんですが、なかなかやめていただけないという状況もございます。

(パネルを示す) こういうふうには直火禁止という看板もありますが、なかなか効果はございません。

さらには違法駐車の状態です。(パネルを示す) この写真を見ていただければわかると思うんですが、狭い道路の両脇に車がびっしりと駐車されていますので、真ん中を通るしかございません。この先にも集落がありますので、もし集落で何か病気やけがなど緊急事態が起こった場合、緊急車両がここを通過できるかどうか、あるいは対向車が来たら立ち往生してしまう、こんな状況がありますので、やはりこういったことも多くの方々に来ていただきたいですが、来ていただいた結果、様々な地域にとってのいろんな問題が起こっているということがございますので、そういった形での事案に対して県としても一定のサポートなり、一緒になって協力してやっていくことが必要なのかなと思うんですが、そのあたりの河川管理ということにおきましての県土整備部の見解をお聞かせいただきたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長(渡辺克己) 路上駐車が増加や河川での直火、バーベキューなど諸課題への対応についてお答えをさせていただきます。

まず、銚子川におきましては、河川利用者が増え、路上駐車により緊急車両の通行や地元住民の交通に支障が出るなどの問題が生じています。

このため、紀北町、県、県警察で対策を協議しており、その中で、町が包括占用許可制度を活用して駐車場やキャンプ等可能区域を選定することについての検討を行っています。

包括占用許可制度とは、市町が河川敷地の占用許可を受け具体的な利用方法を決定できる制度で、五十鈴川の河川敷を伊勢市が駐車場等として利用している例がございます。

河川区域内に駐車場等を整備することにより、路上駐車問題についても、改善につながるものと考えております。

また、河原でのキャンプやバーベキュー等につきましては、河川の自由な使用という原則の中で、利用する方がマナーを守っていただき、周辺住民の

方々や他の河川利用者の迷惑にならないよう、責任を持って行っていただく必要があると考えています。

しかしながら、河原で直火バーベキューを行い、後始末を不十分なままにするなど、河川環境や景観の悪化、他の利用者に危害を及ぼすような行為については、河川管理者としても対策が必要であると考えております。

このような行為が行われている箇所につきましては、市町等と協力して、注意喚起やマナーアップのための看板を設置したり、利用者にチラシを配布するなどの啓発を行っていきたいと考えてございます。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） はい、ありがとうございます。

この問題は、先ほど写真で見ていただいたのは、あくまでも地元の一例なんです、実際の県内各地でごみの放置であったりということは顕在化しているというふうに話も聞かせていただきました。情報発信、三重県はすばらしい自然豊かなところですよという情報発信とともに、やはり環境整備であったり、ルールづくりを行わなければ、結果的にマナーよく環境に配慮して自然の中で体験して遊ぼうという人たちが離れていってしまうということがあるかと思えます。

ですので、やはり先ほどから言わせていただいていますように、自然の活用と保全、やっぱり両面からさらに県として取組を行い、自然豊かな三重県が未来にわたって選び続けられる、そういう三重県であるように、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

続きまして、三つ目の質問に入らせていただきます。小中学校におけるスマートフォン等の利用についてということで質問をさせていただきます。

大阪府は平成31年度から公立小・中学校で児童・生徒のスマートフォン、あるいは携帯電話の持ち込みを認めようという方向で考え方をまとめられたそうです。持ち込みについてはこれまで原則禁止としていましたが、昨年6月の大阪北部地震が登校する時間と重なったために、我が子の安否確認をとるのに苦労した保護者の方々からの要望を受けて、緊急時の連絡手段の確保

として見直しを行ったそうです。今後は3月末にガイドラインをつくり、それを参考に各市町村の教育委員会、各学校で具体的なルールづくりを定めることになるそうです。実際、持ち込むかどうかというのはこれからだと伺っておりますが。

その動きを受けて、文部科学省は小・中学校では持ち込み禁止、高校では校内の使用禁止という方針を見直すことを決定いたしました。有識者、現場の教員、そして保護者らの意見を聞き、平成31年度中に新たな方針を決定するとのことであります。

大阪府での災害時の子どもの安全確認を求める声がもとになっての見直しであるので、今後、発生するであろうと言われています大規模災害のことを考えれば、三重県でも同様の声が出てくる可能性がございます。現時点で子どもたちのスマートフォンとかの利用の状況も含めて、教育長のこの小・中学校へのスマートフォン、携帯電話の持ち込みに対しての見解をお聞きしたいと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 小・中学校の児童・生徒のスマートフォンの利用状況、それから大阪府の見直しに伴ってスマートフォンの持ち込み禁止の見直しについてどう考えるかという御質問でございます。

まず、小・中学校の児童・生徒のスマートフォンの所持率等について利用状況をお答えさせていただきます。

県教育委員会が、平成30年度に小学校4年生以上の児童・生徒、約1万1000人を対象に実施した調査では、携帯電話やスマートフォンを所持している児童・生徒は、小学生が39.3%、中学生が72.2%となっております。

また、フィルタリングの活用状況については、平成29年度に同様に実施した調査で、フィルタリングをかけていると回答した児童・生徒は、小学校が21.1%、中学生が36.3%であり、フィルタリングがかかっているかどうかかわからないと回答した児童・生徒は、小学生が65.5%、中学生が49.8%となっております。一方、子ども・福祉部が、平成30年10月に県内の携帯電話販売店

を対象に実施した調査では、18歳以下の青少年における契約時のフィルタリングサービス利用率は、73.0%となっております。

次に、小・中学校でのスマートフォン等の持ち込み禁止の見直しについてのどのように考えるかということについてございます。

スマートフォンは、児童・生徒と保護者の連絡手段として日常的に使用されている場合もあることから、学校に持って行くことで、災害発生時の緊急連絡や、登下校時の防犯対策として有効な面もあると考えられます。こうした考えから、大阪府教育庁が、携帯電話の取扱いに関するガイドライン、素案を策定し、これを受けて、文部科学省は、小・中学校において、学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みを原則禁止すべきとした通知の見直しを検討することとしております。

県教育委員会としましては、文部科学省において、通知が見直されることを前提としながら、在校時の使用に関するルールや管理をどうしていくか、さらには、児童・生徒のスマートフォンへの依存を助長するのではないかと、という課題が考えられること、それから状況が市町や学校によって異なることを踏まえ、市町教育委員会と連携して、子どもの健やかな成長、それから安全・安心を第一に、どのような対応が必要かについて検討していきたいと考えております。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） 済みません。分割して質問をすべきところを時間の関係もあって、ちょっと一遍に質問をさせていただきました。ありがとうございます。

先ほどもお話の中でございましたように、この問題については、先ほどの残土条例のこととはまた別で、このことについてはしっかりと時間をかけて検討していただきたい、協議をしていただきたいと思います。教育長も言われたように、ルールづくりであったり、例えば管理一つにしても、大変スマートフォンというのは高額ですので、それによって学校の中で、考えたくないですが、例えば盗難であったり、いろんなことも起こり得る可能性も

ございますし、ただ単に親との安全を確認するための一つのツールとして、じゃ、スマートフォン持ち込みオーケーですよというふうには、直ちにはやっぱりならないのかなと思ってますので、引き続き、依存性のこともございますので、しっかりと現場の方々の状況を聞かせていただきながら、協議をして結論を出していただきたいと思いますし、実際にスマートフォンを子どもたち、小中学生が学校に持ち込むことがオーケーになってしまえば、やはり現場の教員の方々の負担というのも、さらに増えるのかなと思いますので、そのことも含めてしっかりと協議をいただきたいと思います。

最後の質問に入らせていただきます。尾鷲高校のプールの温水化について質問をさせていただきます。

かつて水泳は夏の競技でありました。温水プールができたことにより、オールシーズンでの練習ができる施設で育った生徒や選手がどんどんその競技力を高めて、全国あるいは世界での上位の成績を独占してきたというのが実情であります。

東紀州の紀北地域は伝統的に水泳競技が盛んで、これまでも尾鷲高校、尾鷲中学校、紀北町の潮南中学校から、全国で優勝する個人やチームを輩出してきました。現在も尾鷲高校で水泳をするために他の地域から入学いただいているような生徒もいると伺っております。

尾鷲高校水泳部は、これまでは市内の民間の温水プールを利用していましたが、そのプールも老朽化により閉鎖。尾鷲中と尾鷲高校の水泳部の生徒は、御厚意によって隣町の紀北町潮南中学校まで保護者が送迎し練習をしていただいております。

ただ、部活動の時間帯というのは、ほぼ同時刻のため、生徒が、尾鷲高校と尾鷲中学校と潮南中学校の生徒が一遍に集まりますので、非常に過密状態になり、十分な練習環境が整っていないという状況であります。

当然、潮南中学校自体に御負担を強いるだけでなく、公共交通機関が乏しい地域でありますので、保護者の方々が送迎するに当たっての時間的な負担、あるいは経済的な負担になっているのも事実であります。そのため、学

校、水泳部OBや保護者、地元の水泳協会などから尾鷲高校のプールの温水化を強く望む要望が出されています。

これまでも地元県議会議員である東議員とともに要望させていただきましたし、昨年の7月には木津委員長のもと、教育警察常任委員会の県内調査で尾鷲高校にもお越しをいただき、現場視察やプールの温水化等について聞き取り調査を行っていただいたところであります。

現在、尾鷲高校水泳部は強化指定を受けており、その競技力の向上を保障していくことは大変重要なことであるというふうに考えていますし、インターハイや国体だけが目的ではないですが、尾鷲市や紀北町の子どもたちの将来にわたって、その水泳という競技力を向上させていくことができる環境整備をぜひとも進めていただきたいというふうに思います。それが特色ある、魅力ある学校づくりにもつながるのかなというふうに確信をしているところでございます。

現在の尾鷲高校のプールの温水化について、現状と今後の見通しについてお聞かせをください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 尾鷲高校のプールの現状と、それから今後の取組についての御質問でございます。

議員からも御紹介をいただきましたが、尾鷲高校水泳部は非常に高いレベルの競技力を維持しております。

一方で、尾鷲高校のプールは、設置後60年以上が経過して、プール槽の給排水管の劣化が進み、漏水が発生するなど、老朽化対策の必要性が高い状況となっております。

それから、秋から春先にかけて、尾鷲市内には練習場所がないことから、隣接する紀北町の中学校の温水プールで、中学生とともに練習する環境にございます。

このような状況から、これまで、他県の強豪校の温水化整備の状況を調査したり、現場の状況に適した整備手法というのをずっと検討してまいりました。

この検討結果を踏まえ、平成31年度は、現場で測量を行うとともに、温水化のために必要なボイラーの規模やプール槽の材質など、建築工事や機械工事、電気工事のそれぞれの工事に必要な事項について、実施設計を行います。そのための予算として1000万円を当初予算に計上しております。

2020年度には、老朽化対策と温水化をあわせたプール改修工事を実施して、冬には完了させ、2021年の国体に向けて、尾鷲高校の生徒が思う存分練習できるように取り組んでいきたいと考えております。

〔23番 津村 衛議員登壇〕

○23番（津村 衛） ありがとうございます。

先ほど答弁いただきましたとおりということであれば、大変うれしく思っております。尾鷲高校のプールの温水化までの道筋が見えたので、さらには国体に間に合うようなスケジュールで取り組んでいただけるということで、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

財政が大変厳しい中で様々な議論があったかというふうに思いますが、これを契機に尾鷲市と紀北町の水泳競技を地元としてもさらに盛り上げていくつもりでございますので、今後も設計であったり工事が予定どおり、また事故やトラブルなく進められることを心からお願いをしたいと思います。

今期最後の一般質問がこれで終了となります。この春で退職される方々におかれましては、長きにわたり県政発展に御尽力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。第2の人生として東紀州へ移住もぜひとも考えていただければなというふうにお願ひするところでございますし、知事におかれましては、先ほど3月いっぱいまで市町との協議を終えて、残土条例については方向性を提案していただけるという回答をいただいております。しっかりと地域の思いに寄り添うような形での結果を出していただくことを心から祈念申し上げます。御期待を申し上げます。私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 22番 吉川 新議員。

〔22番 吉川 新議員登壇・拍手〕

○22番（吉川 新） 新政みえ所属、度会郡選出の吉川新でございます。議長のお許しを得て一般質問をさせていただきます。今定例会最後の一般質問であり、私にとって県議会で最後の一般質問でございます。また、平成最後の質問でございます。この機会をお与えいただきました関係者の皆さんに感謝いたします。

2期8年間の議員生活でございましたが、私にとって、県職員時代を通じ、その延長とも言える期間であり、大層長い期間でございました。この間、世界は小さくなり、技術はとてつもなく進歩し、先進国では少子高齢化が進展し、一方では75億人まで増加した人間の活動が気候変動にまで及ぶようになりました。

日本の財政状況と言え、1000兆円を超える借金残高の上、返済どころか毎年毎年増え続ける借金。返さなくてもいいのか、本当に心配でございます。

私は、生来、いいかげんな、楽天的な性格でございました。

しかし、71歳で現役をあと1カ月と人生の最終章を迎えた今、本当に不安がいっぱいな世の中でございます。こんなにペシミスティックだったのか、自分でも愕然としております。

地球温暖化で、気候など大変動するの、あるいは大災害が来るの、そんなときに、この財政状況でどう回っていくんだろう、高齢社会でどうなるんだろう、そんな、私に残された期間が少ないわけですが、私の子どもや孫たち、我々のぜいたくな飽食の時代のツケをそのまま引き継ぐんではないかと心配なわけでございます。

平成の時代もあとわずか、新しい御代が間もなく始まります。元号を改めることでいいことが始まるような気持ちで、今までの元号の意味を調べてみました。明治神宮による元号の解説によりますと、明治の由来は五経の一つである易経より、聖人が北極星のように顔を南に向けてとどまることを知れば、天下は明るい方向に向かって治まるという意味を込められたそうです。今は平成です。平成の由来は史記からでございます。内平かに外成ると、また書経から、地平かに天成るという言葉それぞれから平成と名づけられました。

た。内外、天地ともに平和が達成されるとの意味が込められているそうでございます。

元号が重ねられるたびに平和を尊いものとする意味が強まっているように感じられます。新しい元号にはどのような意味が込められるのでしょうか。平和とか心穏やかな時代になってほしいと思います。新しい時代の幕開けに期待をして質問に入ります。

今日は、質問というよりは、この春の県議会議員選挙において再び本議場に帰ってこられる方々、また知事をはじめとする執行部の皆様への今後取り組んでいただきたい、私の中では本当に答えが見つからない難題でございますが、そうした大きな課題に取り組んでいただきたいという事柄でございます。

まず借金のことでございます。国の借金は1000兆円を超えました。GDP比236%と借金まるけでございます。歳出は一貫して伸び続け、今年度は100兆円を超えました。バブル崩壊から税収は伸び悩み、歳出と税収の差は、ワニの口のように開いたまま、あいた口がふさがりません。日本の国債は安全なのだ、円建てだから、海外の国債保有者が少ないから、いろんな理由で安全だ、安全だ、だからまだ資金繰りは足りている。だけど、私たちの不安感は拭えません。私たちの借金を次代に引き継がざるを得ない状況なのでございます。

2000年以降、平均で毎年30兆円借金が増え、対する税収は60兆円弱、年間予算は本年100兆円を超えました。国の予算とはいえ、必ずや県民や町民の暮らしに悪い影響が出るのではないかと懸念されます。

県財政についても借金は国ほどではありませんが、1兆4000億円程度。歳出予算は一般会計で7000億円程度。うち、投資的経費については、平成14年に2000億円を下回って、平成30年には1000億円を割り込みそうです。義務的経費がどんどん増えております。私たち県議会議員は、地域の皆さんから要望を受けます。口癖のように、お金がないから、そう繰り返すこと、県民の不安は高まっているのではないのでしょうか。

総務部は昨年5月に公表しました県財政を一般家庭に置きかえてみた場合では、年収700万円としたとき、これは一般会計の7000億円を縮小しているわけですが、700万円としたとき、給料による収入は487万円、親の仕送り、国からの金ですが、109万円、貯金引き出しが20万円、そして借金84万円。支出については、685万円のうち121万円はローンの返済となっております。平成18年から28年までの期間で、生活費は4万円を削減、しかし、福祉関係が45万円と増加しましたが、他の予算は全て縮減でございます。

ぐだぐだと述べてまいりましたが、要は、国は借金まるけだが、経済は強く、日本国債は信用力があるから大丈夫というだけでは安心できません。プライマリーバランスを黒字化する目標も2011年、2020年、そして2025年、どんどんどんどん先延ばしをしてまいりました。この間、借金は増え続けます。

県財政について、国家財政よりはましですが、義務的経費が増大し、投資的経費がどんどん縮減する中、入るを量りて出ずるを制する必要がありますが、入る工夫にはどのようなものがありますか。出ずるを制するには節約では限度があると思います。発想を変えるような妙案はないでしょうか。お尋ねいたします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 県財政について、特に歳入の入る工夫等はどういうものをやっているのかというような御質問だと思いますけども、本県では、平成29年6月に策定いたしました三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づきまして、県税収入の確保、それから県有財産の有効活用、そしてクラウドファンディングの活用など、より一層の歳入確保に向けて、集中的に取り組んでいるところでございます。

まず県税収入の確保については、市町と連携した個人住民税の特別徴収義務者の指定を徹底するとともに、差押えの強化による効果的な滞納整理の推進等により、平成29年度は前年度対比で4.7億円の収入増につなげておるところでございます。

また、納税者の利便性の向上を図るため、スーパーやドラッグストアで納

付できるMMKを活用した納付方法を導入するなど、納税環境の整備にも努めているところでございます。

県有財産の有効活用に関しましては、未利用財産の売却について、インターネットオークションや先着順による売り払いなどの工夫をしながら、平成28年度から31年1月までに約5.5億円の収入確保につなげたほか、民間事業者からの意見も取り入れ、広告つき案内板の設置や自動販売機設置場所の貸し付けなど、新しい収入確保の取組を進めておるところでございます。

また、クラウドファンディングについては、平成29年9月にクラウドファンディング活用指針を策定し、各部局での積極的な活用を促進してきたところでございます。

平成30年度は、県のホームページでPRを行う直営方式で8事業、民間を活用した委託事業で1事業のあわせて9事業でクラウドファンディングを活用し、その目標総額870万円に対しまして、1月末現在で約736万円となっています。

なお、9事業のうち6事業は寄附の目標額を達成しているところでございます。

財政の健全化に向けては、歳出構造の見直しだけでなく、より一層の歳入確保が重要であることから、三重県財政の健全化に向けた集中取組を踏まえ、今後も引き続き全庁挙げてあらゆる方策、工夫を検討し、県民サービスに必要な財源確保を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

〔22番 吉川 新議員登壇〕

○22番（吉川 新） ありがとうございます。

本当にいろんな工夫をされてみえると思います。先ほどお話にもありましたが、インターネットオークションとかいろんな新しい工夫もしておみえです。今、お聞きしましたクラウドファンディングですが、9事業で870万円を目途で736万円得られたと。本当に初年度で随分頑張っているなど、こういうふうに感じております。

ただ、先ほど申し上げました予算の7000億円の中で700万円とか、初年度としてはいいんですが、やっぱりこんだけ財政が逼迫してくると、もう一工夫、そのクラウドファンディングでももっと裾野を広げる、県職員の能力だけじゃなくて、外部能力も含めて導入して、県の事業に適用するだけじゃなくて、民間と民間のそういうニーズにも対応できるような、そんな仕組みも考えていただければいいなと思っております。

次、予算議論だけではなく、県民へのサービス低下を来すことなく、サービス提供ができる主体とか仕組みがあればいいのですが、県民満足度を向上させるような視点でのお考えはないでしょうか。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 私から予算議論ではなく、県民サービスを低下させず、様々な主体と協力して取組を進める視点ということで御答弁を申し上げます。

時代情勢の変化の中で、行政だけで全てのニーズに対応していくことは非常に難しい状況になっております。

みえ県民力ビジョンでは、基本理念として「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を掲げ、県の取組だけではなく、県民力を結集して、地域の課題解決や魅力の向上などに取り組むこととしておりまして、県民の皆様がアクティブ・シチズンとして自立し、行動いただくことで、成果を生み出し、新しいものを創造していく、協創による新しい三重づくりを進めているところでございます。

幸福実感日本一の三重を目指す上では、また経済的な豊かさだけでは、皆様一人ひとりの幸福実感を高めていくことはできないのではないかと、一人ひとりの幸福の捉え方、感じ方は様々であり、御自分の夢や希望の実現に向けて挑戦することや、仲間や地域のために行動し自分の存在が認められることなどによって、内面的にも幸福を実感できると捉えております。

県は、協創の取組を進めるために、県民の皆様和社会への参画ときずなづくりを支援するとともに、活躍できる場を増やしていくことを、県政運営の

基本姿勢に位置づけ取り組んできたところでございます。

県民力ビジョンの第一次行動計画におきましては、様々な主体が地域づくりの担い手として地域に参画できる仕組みづくりを進めた結果、例えばみえの学力向上県民運動など新たな仕組みが生まれ、一定の成果があらわれたと総括をいたしました。

第二次行動計画におきましては、全ての施策に協創の視点を取り入れ、限られた予算の中でも県民の皆様の幸福実感を高められるように取組を進めております。そうした中で、伊勢志摩サミットやインターハイなど、オール三重で県民の皆様のお力を結集し、大きな成功をおさめることができたものと理解しております。

平成の時代を振り返るときに、一つ忘れてならないことがボランティアやNPOといった方々の登場であり、存在が増してきたことだというふうに思います。平成7年に阪神・淡路大震災があり、平成9年にはナホトカ号の重油流出事故がございまして、ボランティアやNPOといったものの存在が大きくクローズアップされ、平成10年にNPO法が制定され施行いたしました。

三重のくにづくり宣言が制定されたのは平成9年11月ですけれども、三重県におきましてもNPOの名称を冠した組織がその後できたところでございます。

近年はPPPやPFIにとどまらずに、官民連携のいろいろな新たな手法が内外で取り組まれておりまして、県内におきましても、金融機関や生活インフラ企業、地元に着目した企業の方々によりますPPPやPFI事業の活性化を図るためのプラットホームが設立されるなど、様々な県民連携の取組が行われているものと承知しております。

かつて、ガバナメント、政府による統治からガバナンス、関係者による共治へということを三重県においても言ったことがありますけれども、今はそういった関係者の皆様によるガバナンスが、いわば当たり前の時代に入ってきているのではないかというふうに考えます。協創の視点は、今後ますます重要となってくるといいうふうに考えておりますので、オール三重で培ってまい

りました経験やレガシーを生かして、今後も県政を進めていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

〔22番 吉川 新議員登壇〕

○22番（吉川 新） ありがとうございます。

本当に今、お答えいただいたような方向で私も思っておるわけですが、ただ一生懸命、そうやって新しい仕組みで考えていただいている、アクティブ・シチズンもたくさん出てきてほしいと気持ちはわかるんですが、その人たちを集めるのに県職員の方が自前で努力しているんじゃないかな、その前にもうちょっと外部の人材なんかも含めて、既にやってみえるんだと思うんですけれども、そういう自分らの資源で今のような方向というのにも要るんですけれども、外部の能力を引っ張り込む努力で、やっぱりその裾野がもっと広がるんじゃないかなと思って期待をさせていただいております。

I T技術やらA Iとか大量のデータがあって、私も再三再四、オープンデータ化をしなくてはならないんじゃないですかと言ってまいったわけですが、既にホームページ等、県のデータは随分広く公表されているわけですが、やっぱりそのデータをもっと広く、深く、検索や加工などもできるような形で提供すると、よりその効果が、利用できる効果、県民サービスに民間であろうが、各部局であろうが、それを深めるような世の中になるんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。

ソーシャルインパクトボンドとか、先ほどのクラウドファンディングもそうです、今は本当に直営でホームページ上で募集をされたりしてるわけですが、やっぱり専門的に人の心を打つプレゼンができるようなことを、ノウハウを持ったグループを県庁の中にかかえておれば、民間と民間のそういうニーズにも対応できるんじゃないかなと思っております。

次に参ります。少子高齢化と人口減少社会への対応と第4次産業革命という話でございます。

私が県職員時代、平成2年、知事公室政策課に転勤して間もなく、1.57

ショックが発生いたしました。その20年前、ローマ・クラブが資源と地球の有限性に着目して『成長の限界』という本を発表しました。人口増加や環境汚染などの現在の傾向が続けば、100年以内に地球上の成長は限界に達すると警鐘を鳴らし、世界中にセンセーションを巻き起こしました。

『成長の限界』の影響もあって、日本の人口は徐々に減少するのはいいことだと私は当時思いました。

しかし、その当時思ったのは、ただ経済の仕組みやら社会保障の負担やら大変な対応が、困難性があるなというのも同時に考えたわけです。

そして、その当時の政策課での議論では、人口減少、高齢化進展は、社会保障のニーズが増大し、生産年齢人口の負担力縮小で元気老人対策、すなわち老人が健康で医療負担が増加しないように、生産活動に参加できるように予防、健康維持に注力しなければならないと、こういうような議論がされましたが、30年たった今も同じテーマで議論をやっておみえなんかなと思っております。

そしてそのときは、医療保険制度が健康維持やとか予防には無力なのかなと当時は思っておりました。今、予防に注力せなあかんというのが最近話題としてなっておりますが。

自来、約30年、事態の顕在化、深刻化はいたしました。議論の中身も危機感も深刻さも以前と変わっていないような気がします。この30年間、日本での人口減少が現実化し、世界の人口は増大し続け、そして景気対策イコール財政出動の基本は何も変わらず、負債だけが膨張し、この状況で成長を前提としたデフレ脱却、インフレーターゲット達成が目的化しているのではないかと感じてしまいます。

言い尽くされた議論でございますが、超高齢化社会では、社会保障費の増大、介護負担の増大、生産年齢人口の減少などが挙げられます。こうした社会構造では、デフレが続く、経済は縮小、供給過多が深刻化するのです。

また、高齢化社会では、チャレンジしない責任回避がはびこる社会になるそうです。

最近の社会保障費は、10年間で10兆円増加するペース。2018年の社会保障費は、国ですが、33兆円、2038年には50兆円を超えることになりそうでございます。

2018年度の税収は前年と比べて3兆円増えて59兆円に達するようですが、縮小する経済が、今後税収が増えていく可能性は低いんじゃないかと思っております。社会保障関係費はどんどん膨らんでいく。税収は60兆円前後でというような時代がすぐに来ているわけでございます。

人口統計の常識からいくと、一度人口減少が始まった国が再び人口を増加させて原状回復するためには100年がかかるそうです。

人口推計は当県でも行われ、現況改善の移住や定着の努力はされていますが、しかし、でも、減るというのは確信しております。子や孫の人生が不安でたまりません。団塊ジュニアは、これからの社会保障負担には耐えられるのだろうか、その子どもたちの雇用情勢、形態はどうなっているのだろうか。

ちょっと話題をかえます。

この50年の技術進歩、第4次産業革命と言われております。1次産業は、蒸気機関などの動力の発明、2次革命は電力、モーターなど革新した動力革命、そしてコンピューターの進歩など自動化が進んだ第3次革命と、そして現時、人工知能等を含めた最適な行動をとる第4次産業革命が進んでいるとされています。

過去3次にわたる産業革命は職種など激変がありましたが、大幅な生産効率アップと雇用の多様化で多くの人に富を配分できました。

しかし、今回の革命では、情報を収集、加工、利用できる者が世界を席卷、支配できるのではと言われております。

G A F A が独占禁止法にかかるんじゃないかというような議論が今盛んに行われております。

A I の進歩において、3 K 職場や単純作業職場など多くの雇用の場が、A I 絡みのロボットに置きかわるのではないかと。そして、求められる人材も、コンピュータ技術者やデザイナー、アーティストなどで、普通の大多数の人間

には仕事の機会が激減するのではないかと、懸念があります。

このような状況で、富は極端に偏在し、いろんな切り口での格差が増大するのではないかと懸念されております。貧富の格差、都市と地方の格差、有能な人とそうでない人の格差などです。

お伺いします。そこで人口減少、経済縮小を前提とした視点がこれからの県の施策に必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 人口減少、経済縮小を前提とした視点が今後の施策展開には必要なのではないかということについてお答えを申し上げます。

本県の人口は、平成19年の約187万人をピークに、その後、減少に転じております。人口減少は、消費や経済力の低下、担い手不足を招き、本県の地域社会や一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼす懸念がございます。

長期的な人口減少は避けられないことから、そうした中でも地域の魅力が発揮され、県民の皆様が日々幸福を実感し暮らしていただけるよう、創意工夫を行い、この困難な状況に対応していく必要があると考えております。

みえ県民力ビジョンにおきましては、産業の生産力の低下への懸念や消費の低迷、戦後を支えてきた社会保障制度の再構築が避けられないことなど、本格的な人口減少社会を前提とした計画として策定をしております。

ビジョンにおきまして、第1章、基本理念について述べた最初のところで、厳しい現実を前に、安易にバラ色の未来を描くことはできないとパラダイムの転換を訴えておりますけれども、ビジョンは人口減少が必ずしも経済の縮小につながるものと考え方には立ってはいないと考えております。

一方で、右肩上がりの成長が望めなくなった成熟社会におきましては、例えば、個々人の幸せや生活の質的な面にも着目をいたしました豊かさの観点、今後の三重づくりを考える上でも重要になってくると捉えております。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画におきましては、幸福実感日本一の三重を目指す上で、経済的な豊かさや精神的な豊かさに加えまして、社会のシステムやつながりの豊かさ、これを三つ目の豊かさとして新たに加え、こ

れら三つの豊かさをすべて高めることで新しい豊かさ、そういったものが享受できるのではないかと考えまして、全ての施策を進める上での視点として位置づけ、取り組んでまいっているところでございます。

平成の時代は、社会とのつながりの希薄化、つながりが薄れたということを一因とする様々な問題があらわになる一方で、SNSを活用した新しいつながりが生まれるなど、孤立、孤独とつながりが入りまじった時代となりました。人とのつながり、ネットワークの充実、再生などを視点に持つ新しい豊かさのような考え方につきましては、今後の三重づくりにおきましても、大事にしていく必要があると考えております。

以上でございます。

〔22番 吉川 新議員登壇〕

○22番（吉川 新） ありがとうございます。つながりの豊かさって、本当にいい言葉を計画に折り込んでいただけるようで、ありがたいです。

有史以来、ホモサピエンスがほかの動物と比較して非常に優れとったことの一つに、家族を持って、仲間を持って、それが共同作業するという話であったようでございます。私もそういうことが今の時代、県で言ってみえる協創じゃなくて、コンペティションの意味の競争ですけども、競争社会でそのつながりというのが薄れてきたんじゃないかと心配しておりますので、今の御回答でありがとうございました。

医療費、介護費はいやが上にも増加します。高齢者の比率は30%に迫り、40%まで増加する前提で、いかに高齢者の元気を維持し、生産活動または自己実現活動で社会にも個人としてもプラスとなる方向性が大切かと思います。

産業振興ビジョンでKUMINAOSHIという言葉が使われておりますが、その言葉が好きです。自分勝手な解釈でございますけども、高齢者の活用を多様なステージでKUMINAOSHI、取り入れることが、高齢化社会では大切ではないかと私は思っています。元気な高齢者の活躍を進めるため、県ではどのように取り組んでいるのかお伺いします。

また、生産年齢人口の減少を補うものとして、出入国管理の緩和の法改正

で、外国人を労働力として受け入れようとする流れです。労働力の逼迫を受け、産業界からの要請でもあり、一方で外国人住民を地域社会の一員として受け入れて多文化共生社会を目指していくことも大切です。国からも総合的対応策が示されたところです。県行政として、長期的視点で外国人受け入れのあり方について、三重県のお考えをお教えてください。

○医療保健部長（福井敏人） 元気な高齢者の活躍の場を進める取組ということでございます。

昨年度末に策定をいたしました、みえ高齢者元気・かがやきプランにおきましては、高齢者が活躍する支え合いのまちづくりを重要な柱の一つとして位置づけておりまして、元気な高齢者の方が生きがいを持って過ごせるよう、その活躍の推進に取り組んでおるところでございます。

元気な高齢者の活躍推進に向けましては、高齢者の社会参加の促進と、地域における見守り、買い物などの生活支援の充実の双方を推し進める取組といたしまして、地域貢献活動に意欲のある高齢者団体を対象として、地域活動に関する研修会等を開催をしております。

また、三重県発の取組といたしまして、介護助手を推進しております。これは、元気な高齢者の方々が住みなれた地域の中で就労先を確保しつつ、御自身の介護予防にもつながるという取組であり、これまで県内の介護老人保健施設など44施設において実施をされております。

この取組をより一層普及させるため、今年度は、導入支援のためのマニュアルの作成を進めているところでありまして、今後、このマニュアルを活用し、様々な介護施設への普及を図ってまいります。

今後も、元気な高齢者の方々が地域において活躍できるよう、その支援にしっかりと取り組んでまいります。

○環境生活部長（井戸畑真之） 外国人の受け入れのあり方についての考え方につきまして御質問いただきました。

これまで県といたしましては、三重県多文化共生社会づくり指針に基づき、多言語での行政・生活情報の提供、医療通訳の育成や医療機関への配置促進、

外国人住民を災害時に支援できる人材育成など、外国人住民が地域において安心して暮らしていけるような様々な取組を行ってまいりました。

こうした中、4月からの外国人材の受け入れ拡大に伴い、言語や習慣等の違いに起因する様々な課題の発生や増加が懸念されることから、引き続き、外国人住民を地域社会の一員として受け入れていくための効果的な方策を進めていく必要があると考えております。

今後の取組でございますが、文化的背景の異なる人々が互いの文化や習慣の違いを尊重し、ともに暮らしていくことは、多様な視点や新しい発想につながることから、様々な国からの外国人住民が地域社会で活躍することにより、地域の活性が期待されると考えております。

県といたしましても、国の総合的対応策を踏まえるとともに、県内の外国人住民との共生にかかわるニーズの把握にも努めまして、市町や国等関係機関と連携して受け入れ環境整備を進め、国籍や文化的背景にかかわらず、誰もが能力を発揮し、参画、活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指して、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

〔22番 吉川 新議員登壇〕

○22番（吉川 新） ありがとうございます。

介護助手というような方を、老老介護といいますか、これを増やしていけるという視点は本当にうれしいなと思っております。元気な方は本当に人生経験とか能力とかいろんな能力をお持ちで、それを世の中に生かしたいという気持ちも随分お持ちなので、私自身は今のお話もそうですけども、例えば県の企画行政に知恵もいただくとか、今まで委員会とか審議会とかそういう形では活用されてみえるんですけども、そうじゃなくて、もうちょっと切り売りでもいいんですけども、広く活用する場があるといいなと思っております。

また、外国人労働力の受け入れなんですけども、多文化共生の切り口で、この間の法改正の話、いろんな準備不足じゃないか、あまりに拙速じゃない

かという議論があったんですけども、やはり外国人が日本に来られて、安全で安心で暮らしていくと、こういう状況、環境さえつくれば、やっぱり仲よく住まわせられるし、やっぱりその人たちが非人間的な、非人道的な扱いでの受け入れもやめられるでしょうし、そういうことで期待をさせていただきます。

いずれにしても、この高齢化と技術が進歩ということで、2050年、あと30年後ぐらいには本当に今の社会保障費とか財政の話も含めて、私たちのちょうど孫の時代ですけども、課題が顕在化してくるんじゃないかなと。また、AIの進歩で雇用の場とかどうなっているのだろうかと、こういう思いがあって、悲観的な切り口ではなく、既に若いリーダーシップをとっている知事がこの2050年ぐらいの三重県はどうなるとなるんだろうかという形をちょっとお答えいただきたいなと思います。明るい気持ちにならせてもらうようなお答えを期待いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2050年の三重県像についてどのような姿を描いているのかと。大変難しい御質問でございますけれども、答弁させていただきます。

我が国の2050年の経済社会について、私が都道府県代表として委員を務めております経済産業省産業構造審議会の2050経済社会構造部会では、人生100年時代が到来し、働き方や生き方が多様化するとともに、IoT、ビッグデータ、人工知能をはじめとした新たな技術により、産業構造、就労構造が変化し、大きな構造変化に直面しているとして、議論を進めています。

情報社会に続く新たな社会であるSociety 5.0が実現し、必要なサービスが、必要な人に、必要なときに、必要なだけ提供され、あらゆる人が質の高いサービスを受けられる社会となっています。

また、2015年に国連で採択されたSDGs、持続可能な開発目標が、先進国をはじめ全世界で取り組まれ、17の目標全てが達成されていることと思います。

そのころの三重県は、リニア中央新幹線が全線開業し、県内にも停車駅が

設置されて10年以上が経過しているとともに、東海環状自動車道や紀勢自動車道も全通するなど、県内の高速幹線道路網が完成しています。

また、2033年には、第63回神宮式年遷宮が行われ、多くの外国人の方々が来県され、日本人の精神性につながる伝統、文化に触れていただく好機になっているものと思われます。県内の観光地にも、国内外の方々が多く訪れている中で、2053年の第64回遷宮を目指した準備が進められていることでしょう。

一方、県の人口推計では、自然減対策や社会減対策が功を奏したことにより、減少スピードが緩和され、県人口は、2050年に約150万人とされています。高齢化のピークは2045年に越えており、3人に一人が65歳以上とされています。

2050年を、私は70歳代半ばで迎えることになりますが、人生100年時代の中で、先ほど元気な高齢者というお話ありましたが、今以上に、躍動し続けていきたいと思います。

30年先の将来を予見することは非常に難しいことですが、モバイルとモビリティ、携帯可能な電子機器と移動手段、モバイルとモビリティが発達し、人と人は今まで以上に豊かで深くつながっている時代になっていることと思われます。

どのような時代になっても、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆さんが夢や希望を持ち、明るく前向きに挑戦、活躍し続けられる三重になっているものと確信しています。

『幸福論』というのをあらわしたアランという人は、ちょっと正確な言葉を忘れましたけど、悲観的になってしまうのは空気、気分の問題であって、楽観的になるのは意志の問題であるということでもありますので、困難な課題もたくさんあるでしょう。でも、その中で意志を持って、この前向きに、楽観的に、楽観視というか、過剰な楽観視ではないですけど、前向きに明るくいけるように意志を持って取り組むことが大事だと思い、そういう意志を持っていきたいというふうに思います。

○22番（吉川 新） ありがとうございます。不安は拭えてはおらんですけれど、おっしゃる世の中になってほしいなと思っております。

それで、まさしく意志をやっぱり強く持てば、そのように望むような世の中になるんだろうなと私も思っております。

ある人口学者が、人口が減っていくと、労働力が足りなくなると言われておりますけども、それは人口問題ではなくて経済問題です。人口を経済の規模に合わせるか、経済を人口の規模に合わせるかで、収容できる人数は変わってきます。

食料やエネルギーがどんなにたくさんあっても、産まない人は産まない。物質的な、精神的な要因により、将来への心理的な悲観、楽観が大きく作用しているからです。つまり、国民の心持ち一つで現在の少子化も食い止められる可能性はあると、こういうふうに言っておみえです。

ただ、私自身が心配しとるのは、やっぱり今の経営者とか為政者というのは、やっぱり成長を前提にした政策にならざるを得ないので、そうしとるんじゃないかなと思うんですが、今、戦略企画部長が言われましたように、やっぱり絆とか心の持ち方で、そうすると経済的に縮小しても幸せな世の中はあり得るのかなというふうに思わせていただきました。

時間が足りなくなってきました。STOP地球温暖化。

私がさきに述べました『成長の限界』というのは、先ほど申し上げましたが、この翌年度に私は新採で県庁に入ってわけでございます。この当時は日本においては、四日市公害とかイタイイタイ病とか水俣病とか環境汚染で大きな社会問題化をしているときでございました。私自身、やっぱりそういうことにも触れてまして、このローマ・クラブの『成長の限界』というのに非常にショックを受けまして、自分自身の生き方もそういうことにシフトしておりました。

ダムへ流木が流れてくるんですけども、それで私は当時、5部屋のセントラルヒーティングを、今で言うバイオマスセントラルヒーティングシステム

を随分お金をかけて燃やしたもんでございます。どうせ空気で、ばい菌で炭酸ガスになるのであれば、石油を燃やさずにお金では金勘定は合いませんでしたですけども、やっぱり心は暖かくなりました。チェーンソーで一生懸命切って燃やしました。

今、映像ではいろんな北極海の氷がなくなってきたとかいろんなことが顕在化しております。また、日本でも難しいこと言わんでも、台風が大型化とか集中豪雨があるとか、温暖化は本当に具体的に進行しておるし、多分、不可逆的に進行する状況だろうと思っておりますので、これは京都議定書のとき、日本はリーダーシップをとって、やっぱり先進的に取り組んでこられたと思うんですが、今や世界の動きがちよっと鈍いんじゃないかな。SDGsの動きもあって、動きはいいんですけども、具体策がちよっと見えていないという話ではありまして、ここで県が今までどのようにこの温暖化に取り組んできたのか、情勢分析をどうしてみえるのか、これからどうやっていくのかをちよっとお答えいただきたいと思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 地球温暖化対策についてのこれまでの取組、また、今後、どう取り組んでいくかということにつきましてお答え申し上げます。

地球温暖化は、人類の生存を脅かす重大な問題であると捉えており、2015年に採択されたパリ協定の2度C目標を達成するためには、省エネなどの従来の取組の延長では実現が困難であり、現在の社会構造や価値観を変えるような取組が必要となっています。

こうしたことから国際レベル、あるいは国レベルの取組が重要であると同時に、人類一人ひとりか向き合うべき課題であり、地域においても行政や県民、事業者等、あらゆる主体が温暖化対策に取り組んでいくことが必要であると考えております。

県では、温室効果ガスの排出を削減する緩和の取組を推進するため、三重県地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化防止活動推進センターや環

境学習情報センターを拠点とした普及啓発や環境学習等により、省エネ性能の高い家電製品や電気自動車への買い換え、家庭や事業所での再生可能エネルギーの利用等を促進しております。

地球温暖化対策は、これらに加え、技術開発の一層の加速化、ライフスタイルやワークスタイルの変革なども必要としており、一層、取組を強化しなければなりません。

一方で、気候変動の影響による被害を軽減する適応の取組も、これまで以上に進めていく必要がございます。

本県では、全国に先駆け、平成24年度から気候変動適応に関する取組を開始し、講演会の開催や啓発冊子による普及啓発を行ってきており、来月には、気候変動適応に関する最新の情報や知見を集めた三重県気候変動影響レポート2018の発行を予定しているところです。

また、情報発信や調査、研究の拠点となる地域気候変動適応センターの設置に向け、現在、関係機関と協議を行うなど準備を進めておるところでございます。

今後でございますが、三重県地球温暖化対策実行計画の改定に合わせまして、緩和と適応の両面からの対策を含む総合的な計画の策定することとしており、その検討を進めてまいります。

この計画に基づき、多様な主体と連携し、環境行動の定着につながる普及啓発など、効果的な取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔22番 吉川 新議員登壇〕

〇22番（吉川 新） ありがとうございました。STOP温暖化というのは、三重県が、日本ができるものではありません。

しかし、危機感を共有して、あらゆる方向から、脱炭素や省資源に取り組むことが大切だと思っております。

そして、このような動きが三重県発、世界を動かしたら、そんな三重の気質やら方向性が、県民が自信を持って前向きな希望が持てる県になれば、節

約や負担増や高齢化のネガティブ視点や経済の縮小も、プラス視点で受けとめられ、危難も乗り越えられるのではないかと思います。

今日のテーマを参照にしましたのは、元環境庁企画調整局地球環境部長で、「『成長の限界』との30年」となった加藤三郎さんの文章を勉強いたしました。

この人は、先ほど四日市公害やとかイタイイタイ病やとか水俣病とか全国的な公害問題に取り組んだ方でして、この温暖化の話も京都議定書の達成が大変だと、こう言つとるときに、胸張ってできると言えたのは、あの公害に対応した自信といいますか、経験があった、信念としてお持ちだったということで、今でもあの公害にぶつかった情熱を日本で取り組めば、これはできるはずだと述べております。

それで、近著の中で成長に固執しない、まともな科学に耳を傾ける、科学技術の本性を忘れない、経済的手法の効果を見損なわない、公平、公正の感覚を研ぎ澄ます、よきNPOを友とする、歴史や古典に学び、希望を失わないという7項目を環境力を養う方法として掲げておみえでして、この近著に、「環境の思想一『足るを知る』生き方のススメ」というのがあるんです。この4月から、私はこの7項目の言葉を忘れずに、自分自身、足るを知る生き方を実践をしてみようかなというふうに思っております。

本当に県庁時代、思い出深いわけでございますが、まだちょっと時間足りずに言いたいことはいっぱいあったんですけども、この足るを知る生き方を実践したいということで、これで私の人生最後の一般質問を終結いたします。おつき合いありがとうございました。そして、本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

議 案 審 議

○議長（前田剛志） 日程第2、議案第79号から議案第97号まで並びに議提議案第1号から議提議案第3号までを一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（前田剛志） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号から議案第97号まで並びに議提議案第1号から議提議案第3号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
79	平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）
80	平成30年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
81	平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
82	平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
83	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
84	平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
85	平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
86	平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

8 7	平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
8 8	平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
8 9	平成30年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
9 0	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）
9 1	平成30年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
9 2	平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
9 3	平成30年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
9 4	平成30年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
9 5	平成31年度三重県一般会計補正予算（第1号）
9 6	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
9 7	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議提 1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議提 2	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議提 3	三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（前田剛志） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明3月1日から14日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明３月１日から14日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

３月15日は定刻より、本会議を開きます。

散

会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後０時０分散会